

環境厚生委員長報告

令和5年11月定例会（12月21日）

環境厚生委員長報告をいたします。

今定例会において環境厚生委員会に付託されました議案のうち、既に11月27日に報告いたしましたものを除く議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例」など条例案2件、「権利の放棄について」の一般事件案1件、「令和5年度島根県一般会計補正予算（第7号）」など予算案2件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

健康福祉部所管の第142号議案「権利の放棄について（島根県障害者自立支援特別対策事業費補助金返還命令に係る返還金）」では、委員から、補助金の交付を受けた法人が3年も経たないうちに事業実施が困難となり、交付決定を取り消されている。そして、その11年後には、その法人は解散し、結果的に債権放棄をせざるを得ない状況になってしまったことから、この補助金に関わった県や松江市がもっと連携して早期に対応すべきであったとの意見や、今後に向けて本件に関する更なる検証を行うべきであるとの意見がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

健康福祉部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「へき地医療重点支援地区について」では、委員から、中山間地域では住民だけでなく医師の高齢化も進み、今後は診療を継続することが困難になると思われる。そうした中で県としても、診療看護師の養成を進めている県立大学ともっと連携すべきであるとの意見があり、執行部からは、へき地では医療と介護の両方を必要とする方が増えてきている。特定行為ができ、在宅医療での活躍も期待できる診療看護師の養成を県立大学と連携して推進するとともに、介護事業者とも連携しながらへき地医療を支援していきたいとの回答がありました。

また、執行部から報告のありました「しまね福祉・介護人材育成宣言事業所制度に

ついて」では、委員から、この制度を普及させていくためには、事業者がハローワークのホームページに求人情報を掲載する際、情報登録画面に、この制度が求める処遇・職場環境の改善などの取組が入力できるようにしてもらうなど、ハローワークと連携してはどうかとの意見があり、執行部からは、労働局も参加している島根県福祉・介護人材確保推進会議において、どういった連携ができるかを検討していきたいとの回答がありました。

また、執行部から報告のありました「島根県困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（素案）について」では、委員から、女性の人権を尊重するためには男女の賃金格差の是正は欠かせない。また、子どもを産む・産まない、などを女性が自己決定する権利を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援する取組であるリプロダクティブ・ヘルスアンドライツの視点も重要である。こういった点について、しっかり明記すべきであるとの意見がありました。これに対して、執行部からは、県としても、女性が結婚や出産などでキャリアが途切れることなく安心して働き続けられる職場環境づくりに取り組んでいる。リプロダクティブ・ヘルスアンドライツの視点については、若年時から学校を通じて、妊娠・出産について正しい知識を得て、自分に合ったライフプラン設計を考えていけるよう意識啓発に取り組んでいる。また、こうしたことを改めて計画に明記することについても検討していきたいとの回答がありました。

また、執行部から報告のありました「障害者相談支援事業等の委託に係る消費税の取扱いについて」では、委員から、この事業の消費税の取扱いについて、県は当初から認識を誤り、消費税を含めない形で契約してきたことで、相手方の事業者は修正申告を余儀なくされ、結果的に延滞税を納付しなくてはならなくなってしまう。今後は関係法令をしっかりと確認するなど再発防止に努め、また発覚した事業以外にも該当が無いかを速やかに調査し、その結果を報告してほしいとの要望がありました。

また、委員から、戦没者遺族に対して支給されている特別弔慰金が戦後80年となる令和7年度で終了するが、今後も継続して支給される必要がある。また、戦争を知らない世代に戦争の悲惨さを伝える平和活動については、戦没者遺族の高齢化により継続が困難となっているので、語り部の活動をもっと支援する必要がある、などの意見がありました。こうした意見を踏まえ、当委員会としても、特別弔慰金をはじめとする戦没者遺族の処遇改善を国に対して要望すべきとの結論に至り、全会一致をもって意見書を提出すべきとの結果でありました。

なお、この意見書については、後ほど久城議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上、環境厚生委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。